

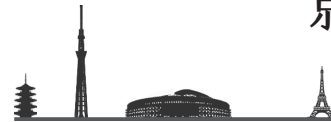
憲法とはどのようなものか・完：京・江戸・博多、 そして巴里：17

南野， 森
九州大学大学院法学研究院：教授

<https://hdl.handle.net/2324/7236796>

出版情報：福音宣教. 77 (6), pp.10-11, 2023-06-01. Oriens Institute for Religious
バージョン：
権利関係：





17 憲法とはどのようなものか・完

施行から76年目の憲法記念日が過ぎた。私の連続憲法話もいったんここで完結しよう。前回最後の部分では、最高裁が違憲判決を出しても国会がそれに従わなければ誰も何もしない、と述べた。そんな馬鹿な話があるかと思われたかもしれないが、これが実際にあるのである。

最高裁が初めて法律を違憲と判断したのは、1973年のことであった。刑法199条は殺人罪を定めるが、その隣に、自己または配偶者の直系尊属を殺した者は死刑か無期懲役とする200条があった。同じ殺人でも、親や祖父母を殺すとそれ以外の殺人よりかなり重く処罰されることになっていたわけである。この尊属殺重罰規定が、法の下の平等を定める憲法14条に違反すると判断された。

ところが、古き良き(?)イエ制度的な、また儒教的な価値観に郷愁を覚える人々は、この判決を歓迎しなかった。法務省が用意した刑法200条削除案は、自民党の承認を得ることができず、国会に提出できなかったのである。そしてなんと1995年に至るまで、20年以上も刑法200条はそのままに残され、結果として違憲判決は国会によって完全に無視されてしまった(さすがに検察や裁判所は、違憲判決に従い、その後の尊属殺人事件を1999条の殺人罪で処理したが)。

幸い国会はそれ以降の違憲判決には素直に従ってきたが、やはり最初の事案で面目丸潰れにされた最高裁には、トラウマが残ったと言えるかもしれない。

最高裁が政治部門に対して強く出られない事情を想像させるエピソードは、アメリカにもある。ときは1930年代、民主党のルーズベルト大統領の時代。進

日本国憲法の冒頭に付された「上諭(じょうゆ)」。東京都千代田区北の丸公園の国立公文書館には、日本国憲法のほか、大日本帝国憲法や昭和天皇の終戦の詔書の原本など、憲法関係の資料が多く所蔵されています。誰でも無料で入れますので、一度いらっやってみてください。また、デジタルアーカイブで、多くの資料をネットで閲覧することもできます。



歩的な政権が作るニューディール立法が、保守的な最高裁によって次々と違憲と判断され、政権と最高裁の対立が深刻化する。堪忍袋の緒が切れた大統領は、しかし終身制の最高裁判事をクビにすることもできず、逡巡の末にある秘策を思いつく。判事の定員は法律で定められているので、この法律を改正すれば良い、と定員を増やせば新たな空席に進歩的な裁判官を任命でき、最高裁の多数派を占めることができる。これが有名な「裁判所包囲計画」である。結局この計画が実行される前に最高裁が判例を変更して対立は解消、事なきをえたが、この話は、実は最高裁といえどもその足元は盤石でないことを示すように思われる。

日本でも、最高裁判事の定員は憲法ではなく裁判所法で定められている。法律だから、国会の過半数で、野党の反対があっても改正できる。そもそも最高裁の予算にしても、国会で議決されるものである。

違憲審査制によって憲法の最高法規性を担保し、民主主義に歯止めをかけるというのが立憲主義であるが、違憲審査制がきちんと機能するためには、最高裁が「自信」をもつ必要がある。自分たちの違憲判決は正しく、それに政治部門はきちんと従うはずだという自信である。そしてその自信の有無や大きさは、主権者である国民がそのような最高裁を最後には支持してくれるはずだと思うのか否かに依存するだろう。この点における主権者のはたすべき役割は、実は小さくない。「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない」(憲法12条前段)、のである。



みなみの・しげる●九州大学法学部教授。京都市生まれ。洛星中・高等学校、東京大学卒業後、同大学大学院、パリ第10大学大学院を経て、2002年九州大学助教授、14年教授。AKB48の内山奈月との共著で好評を博した『憲法主義』(PHP文庫)ほか著書多数。